

■公共的団体について

公共的団体とは、下記の団体とする。

本申請の提出に際しては、各団体の代表者の押印を必要とする。

事前相談書の提出などは、担当者の押印で可能とする。

【1】教育関係

- ・『学校教育法』に規定する学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学及び高等専門学校、等）
- ・『私立学校法』に規定する学校法人（私立学校）
- ・『国立大学法人法』に規定する国立大学

【2】各種法令に基づく機関（国・県）

- ・『児童福祉法』に規定する児童福祉施設（保育所、等）
- ・『老人福祉法』に規定する老人福祉施設
- ・『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律』に規定する障害者支援施設
- ・その他、『社会福祉法』に明記される社会福祉事業
- ・『公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律』に規定する一般社団法人、一般財団法人、公益財団法人（ボーイスカウト、ガールスカウト、等）
- ・認定こども園

【3】川西市条例に基づく市民公益活動団体

- ・『川西市参画と協働のまちづくり推進条例』に規定する市民公益活動団体
例（自治会、コミュニティ、ボランティア、NPO、
子ども会、婦人会、老人会、マンション管理組合、PTA、
広域財団法人日本青年会議所、広域財団法人日本体育協会、等）
ただし、川西市内に拠点を置くものに限る。

【4】産業経済団体

- ・『商工法』に基づく商工会（法人）
- ・『農業協同組合法』に基づく農業協同組合（法人）
- ・『水産業協同組合法』に基づく漁業協同組合（法人）

【5】その他市長が必要と認める場合

- ・団体と活動を総合的に判断し、個別に認める。